

倒産など会社都合により離職をされた方または
正当な理由のある自己都合により離職された方へ

国民健康保険税が軽減されます。

軽減を受けるためには、申請が必要です。

申請に必要なもの

①雇用保険受給資格者証 または 雇用保険受給資格通知

※両面コピーでも可(特例受給資格者、高年齢受給資格者は対象外となります。)

②対象の方のマイナンバーが確認できるもの

①対象者は?

①特定受給資格者として雇用保険の失業等給付を受ける方で、雇用保険受給資格者証 または 雇用保険受給資格通知に記載される離職理由コードが次のもの

11 - 12 - 21 - 22 - 31 - 32

②特定理由離職者として雇用保険の失業等給付を受ける方で、雇用保険受給資格者証 または 雇用保険受給資格通知に記載される離職理由コードが次のもの

23 - 33 - 34

※ただし、①及び②いずれの場合も、特例受給資格者、高年齢受給資格者については、上記のコードであっても対象外となります。

②軽減額は?

前年の給与所得をその 30 / 100 とみなして国民健康保険税を算定します。

③軽減期間は?

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

あきる野市役所市民部保険年金課国民健康保険係 042-558-1111 (代表)

**国民健康保険税軽減対象者(特定受給資格者・特定理由離職者)
確認方法について**

この軽減措置の対象となる方は「雇用保険受給資格者証 または 雇用保険受給資格通知」をお持ちの方のうち、次の要件全てを満たしている方です。該当する場合は申請してください。

《 確 認 方 法 》

雇用保険受給資格者証の場合

- 「5.離職時年齢」が64歳以下の方
- 「11.離職年月日」が平成21年3月31日以降の方
- 「12.離職理由」のコード番号が11.1 2.2 1.2 2.2 3.3 1.3 2.3 3.3 4の方
(第1面)

(見本)

雇用保険受給者資格証

1. 支 給 番 号		2. 氏 名			
3. 被 保 険 者 番 号	4. 性 別	5. 離 職 時 年 齢	6. 生 年 月 日	7. 求 職 番 号	
8. 住 所 又 は 居 所					
9. 支 払 方 法 (金 融 機 関 コー ド - 記 号 (口 座) 番 号)					
10. 資 格 取 得 年 月 日		11. 離 職 年 月 日		12. 離 職 理 由	
13. 60 歳 到 達 時 賃 金 日			14. 離 職 時 賃 金 日 額		
15. 求 職 申 込 年 月 日		16. 認 定 日		17. 受 給 期 間 満 了 年 月 日	
18. 基 本 手 当 日 額			19. 所 定 給 付 日 数		
20. 特 殊 表 示 (災 害 時、一 括、巡 相、市 町 村)					

雇用保険受給資格通知の場合

- 「5.離職時年齢」が64歳以下の方
- 「11.離職年月日」が平成21年3月31日以降の方
- 「12.離職理由」のコード番号が11.1 2.2 1.2 2.2 3.3 1.3 2.3 3.3 4の方
(第1面)

(見本)

雇用保険受給資格通知

個人番号登録有無		住 居 所 管 轄 安 定 所			
1. 支給番号	2. 氏 名	3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 求職番号	雇用形態	8. 住 所 又 は 居 所			
9. 支 払 方 法 (記 号 (口 座) 番 号 - 金 融 機 関 名 - 支 店 名)					
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額			14. 離職時賃金日額		
15. 給付制限					
16. 求職申込年月日		17. 認定日		18. 受給期間満了年月日	
19. 基本手当日額		20. 所定給付日数		21. 通算被保険者期間	
22. 離 職 前 事 業 所 名					
23. 再就職手当支給歴			24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)		

※ 「特例受給資格者証」「高年齢受給資格者証」をお持ちの方は軽減には該当しません。ご了承ください。